

令和2年度

年 報



福岡市立西部療育センター

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

遊び 夢 26

表紙の絵は、福岡市内にお住いの障がい児・者とそのご家族
によびかけて集まった、多くの応募作品の中から選ばれた26点
の作品をそのまま使って壁画としてデザインしました。

楽しい遊びやみんなの笑い声が聞こえ、未来の夢も見えてき
ます。

20年目を迎えて

福岡市立西部療育センターは令和3年度で開設20年目をむかえました。平成14年開設以来、西障がい者フレンドホームとともに福岡市西部地域の障がい児者の方々に、福祉サービスを提供する拠点施設としての役割を果たしてまいりました。ですが令和2年度、指定管理者の変更がおこなわれたため、本年報では福岡市立西部療育センター単独の報告をさせていただくことになりました。ご周知くださいますようお願いいたします。

令和3年度も、令和元年度の終わりから続く新型コロナウイルス感染症流行に日常生活全般において様々な影響を受ける状日々が続きました。感染予防の取り組みが日常となる中で、日本では11月の感染状況は昨年夏以降最も低い水準だと報告されましたが、世界的には再度感染者数が増加していることもあり、残念ながら予断を許さないようです。当センターでの療育体制もまだまだ従来通りとはいかず、職員一同臨機応変に体制を工夫しながら日々取り組んでおります。利用者の皆様、関係者の皆様にはご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、ご理解ご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

近年、療育機関への新規受診児は持続的に増加しています。特に発達障がい児（発達の凸凹がある子ども達）の割合が高くなっています。これは当センターに限られたことではなく、福岡市内の他2つの療育センターは言うまでもなく、全国でも同様の傾向を認めています。その原因や病態そのものについては世界中で研究が進められている段階です。いずれにせよ「早期療育」はその子ども達の人生において、「生きやすく」社会に適応していくために有効かつ重要だと認められています。しかしそのニーズにわれわれ療育専門機関が十分にこたえることができているとは言い難く、受診待機期間の延長はなかなか解消されない状況が続いています。また、発達特性のある子どもの養育者は（保育園や幼稚園の関係者含め）、「子育て困難感」を抱えていることが少なくありません。その結果残念ながら好ましくない養育や教育になってしまうと、子どもに長期にわたり精神的なダメージを与えてしまうこともあります。これらの現状をふまえ、今後「アウトリーチ型」の支援が必要と考えられています。西部療育センターでは福岡市から委託を受けて平成21年度から障がい児特別支援保育、平成28年度から私立幼稚園障がい児支援事業に専任の訪問支援保育士が携わっております。訪問支援保育士は要請をいただいた保育園や幼稚園を訪問し、実際に対象児に接しながらその子にとって好ましい対応を関係者と一緒に話し合い、必要時助言することを行っております。さらに地域の皆様により身近に西部療育センターを感じていただけるよう西区内に住む0歳から2歳児とその養育者を対象に親子遊びや育児相談を行う子育てサロン「きらきら広場」を開設しております。また、障がいの重度重複化に伴い増加している様々な医療的配慮やケアが必要な児に対して、療育や支援の提供に取り組んでおります。

これら当センターの事業は今年度のべ86名のボランティアの方々のお力添えのもと成り立っております。この場をお借りして心から感謝申し上げます。これからも職員一同、子ども達と家族の皆様や関係者の方々に寄り添った支援を心がけてまいります。今後ともご支援ご協力の程をよろしくお願いいたします。

福岡市立西部療育センター 診療担当課長
八坂 知美

目 次

第 1	センターの概要	
	1 沿 革	1
	2 各階の平面図	4
	3 業務の概要	5
	4 人員配置	7
	5 通園・訓練までの流れ	7
	6 福岡市の療育システム	8
第 2	相談事業	
	1 診療部門	9
	2 相談部門	12
	3 訓練部門	16
	4 外来療育グループ	20
	5 その他の相談事業	22
第 3	通園事業	
	1 定 員	23
	2 療育の目標	23
	3 クラス編成	23
	4 日 課	24
	5 年間行事	24
	6 療育内容	25
	7 療育人数・療育日数	27
	8 在籍児の状況	27
第 4	訪問支援事業	
	1 特別支援保育（さぽ〜と保育）への技術援助	30
	2 私立幼稚園障がい児支援事業	31
	3 保育所等訪問支援事業	31
	4 居宅訪問型児童発達支援	32
第 5	障がい児等療育支援事業	
	1 概 要	33
	2 事業内容	33
	3 実施状況	33

第6	障がい児相談支援事業（障がい者相談支援事業）	
	1 概要	35
	2 実施状況	36
第7	日中一時支援事業	
	1 概要	38
	2 事業内容	38
	3 実施状況	39
第8	給食	
	1 概要	40
	2 調理状況	40
	3 特別食内容	41
	4 その他	41
第9	分園すてっぷ南庄	
	1 概要	42
	2 目的	42
	3 対象	42
	4 事業内容	42
	5 実施状況	42
第10	啓発に関する事業	
	1 地域の子育て支援「きらきら広場」	43
	2 センター公開講座	43
	3 せいぶ・フレンドフェア	44
	4 ボランティア養成講座	44
	5 地域との連携	44
第11	その他	
	1 実習生・見学者	45
	2 研修・研究	47
	3 乳幼児健診への協力	48
	4 福岡市就学相談会	48
	5 ボランティア	48

第 1 センターの概要

1 沿革

福岡市では、心身障がい福祉センターを中核として医療機関、保健所、児童相談所等の関係機関との連携のもと、肢体不自由児通園施設、知的障がい児通園施設の療育サービスを行ってきたが、肢体不自由児通園施設が対象年齢により市内に実質1カ所しかなく、児童・保護者の負担が大きいこと、また知的障がい児通園施設においても姿勢・運動・言語の訓練等、医療的なケアの必要性がたかまっていたことから、地域の核となる新たな療育センターの整備について検討がなされてきた。その結果、平成11年度に「療育センター基本計画」が策定され、市内の東部及び西部に療育センターを整備することが定められた。

また、身体障害者福祉センター（B型）「障がい者フレンドホーム」が昭和62年度から市内各行政区に順次整備されてきたが、6カ所目となる「西障がい者フレンドホーム」は在宅障がい者デイサービス施設として、西部療育センターに併設されることになった。

西部療育センター・西障がい者フレンドホームの設計については、利用者や施設関係者の要望・意見を踏まえて行い、平成12年12月に着工、同14年4月にオープンした。

なおこれに伴い、昭和51年度の開所から城南区において療育サービスを行ってきた「福岡市立みずほ学園」は閉園した。

平成6～7年度

●「障がい児療育センター研究会」

福岡市における障がい児の現状及び先進他都市の状況を調査し、必要とされる療育機能や施設形態等について調査・研究を実施。

平成 6 年 8 月 31 日～ 8 年 3 月 27 日 研究会（計5回）

平成 7 年 3 月 13 日～16日 他都市視察

平成8年度

●「障がい児療育センター基本構想策定委員会」

療育センターの基本構想の策定。

平成 8 年 7 月 24 日～ 9 年 3 月 27 日 委員会（計3回）

平成 8 年 9 月 3 日 他都市調査

平成9年度

●「障がい児療育センター基本計画検討委員会」

療育センター基本計画の策定。

平成9年6月2日～10年1月30日	委員会（計2回）
平成9年6月11日～9月30日	作業部会（計13回）
平成10年3月27日	検討案作成

平成10年度

●平成9年度の検討案に基づき基本計画を策定。

平成10年9月8日	調整会議
-----------	------

平成11年度

●療育センター基本計画

平成11年5月10日	策定
------------	----

●「西部療育センター及び西障がい者フレンドホーム基本・実施設計作業チーム」

平成11年6月22日～9月30日	検討会（計5回）
------------------	----------

●基本設計

平成11年10月18日	策定
-------------	----

平成12年度

●実施設計

平成12年8月14日	策定
------------	----

●工事

平成12年12月19日～14年2月28日	工事
----------------------	----

平成13年度

●福岡市社会福祉事業団事務局における開設準備室

平成13年4月1日	設置（専任職員2名、兼任職員8名）
平成14年3月1日	兼任職員を専任職員とした

平成14年度

●開所

平成14年4月1日	開所
平成14年4月1日	フレンドホーム利用受付開始
平成14年4月4日	落成式
平成14年4月8日	第1回入園式（通園療育開始）
平成14年4月9日	診察所診察業務開始
平成14年5月1日	デイサービス業務開始 （運営：福岡市身体障害者福祉協会）
平成14年6月4日	肢体不自由児単独通園開始

平成16年度

平成16年4月1日
平成16年7月1日

通園児定員60人を70人に定員増
短期入所事業開始

平成18年度

平成18年10月1日
平成18年10月1日

通園施設契約制度へ移行
日中一時支援事業開始(旧短期入所事業)

平成19年度

平成19年4月1日

生活介護事業開始(旧デイサービス事業)
(運営：福岡市身体障害者福祉協会)

平成20年度

平成20年12月

障がい児保育訪問支援事業試行

平成21年度

平成21年4月1日
平成21年11月1日

障がい児保育訪問支援事業開始
発達障がい児(知的障がいを伴わない)
の日中一時支援事業開始

平成22年度

平成22年9月17日
平成22年10月1日

地域子育て支援「きらきら広場」開始
日中一時支援事業 緊急特別枠開始

平成23年度

平成23年4月1日

通園児定員の125%受入

平成24年度

平成24年4月1日

平成24年11月

児童福祉法改正により、児童発達支援センターとなる
開設10周年記念誌発行

平成28年度

平成28年4月1日

児童発達支援事務所「分園すてっぷ南庄」開所
私立幼稚園障がい児支援事業開始

平成30年度

平成30年4月1日

居宅訪問型児童発達支援事業開始

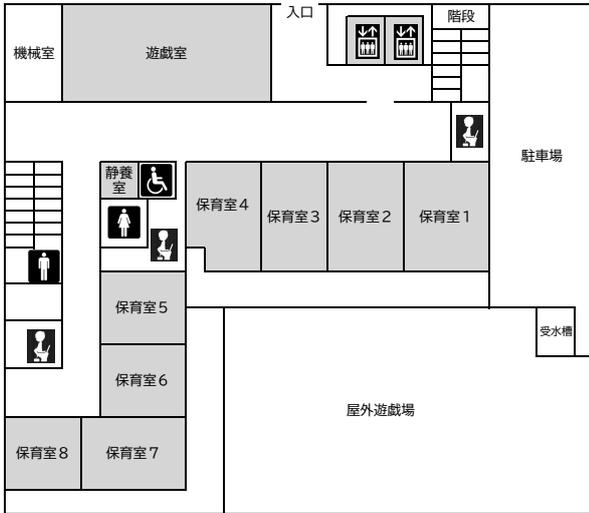
令和元年度

令和2年3月31日

西障がい者フレンドホームの指定管理者としての指定終了

2 各階の平面図

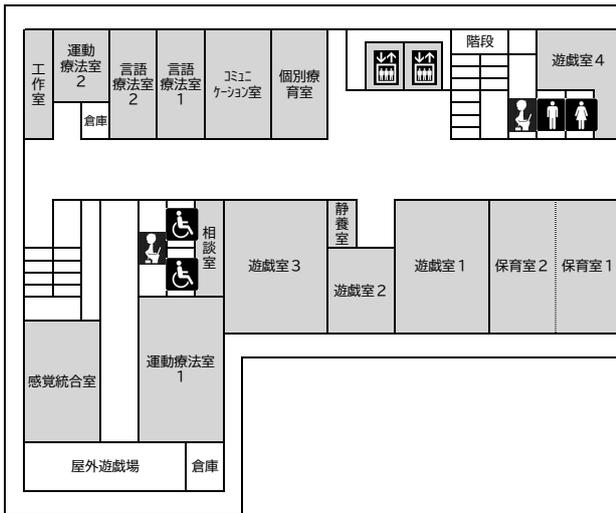
1階 通園部門（単独通園・親子通園）



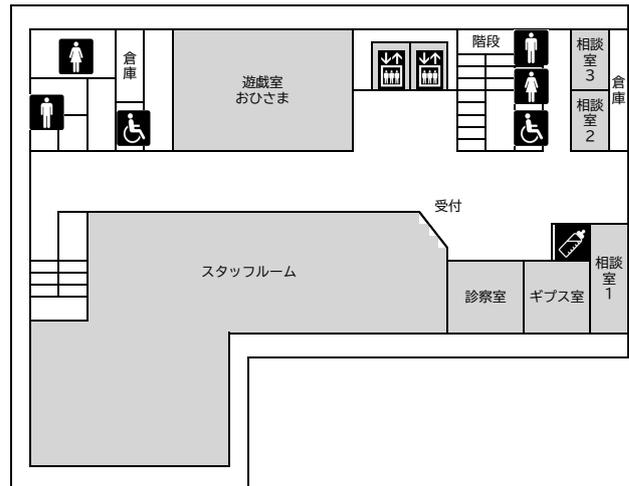
2階 通園部門（プール）・西障がい者フレンドホーム



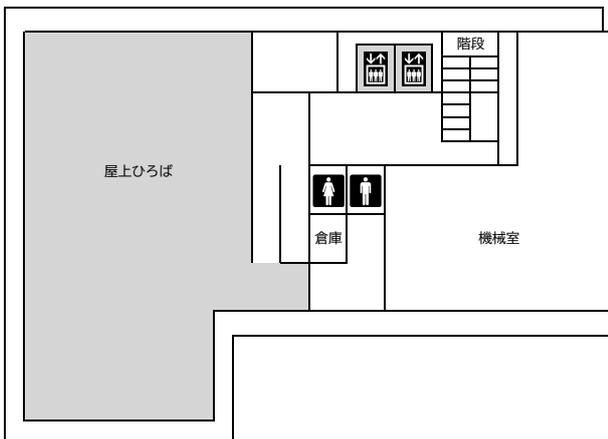
3階 機能訓練部門・通園部門（親子通園）



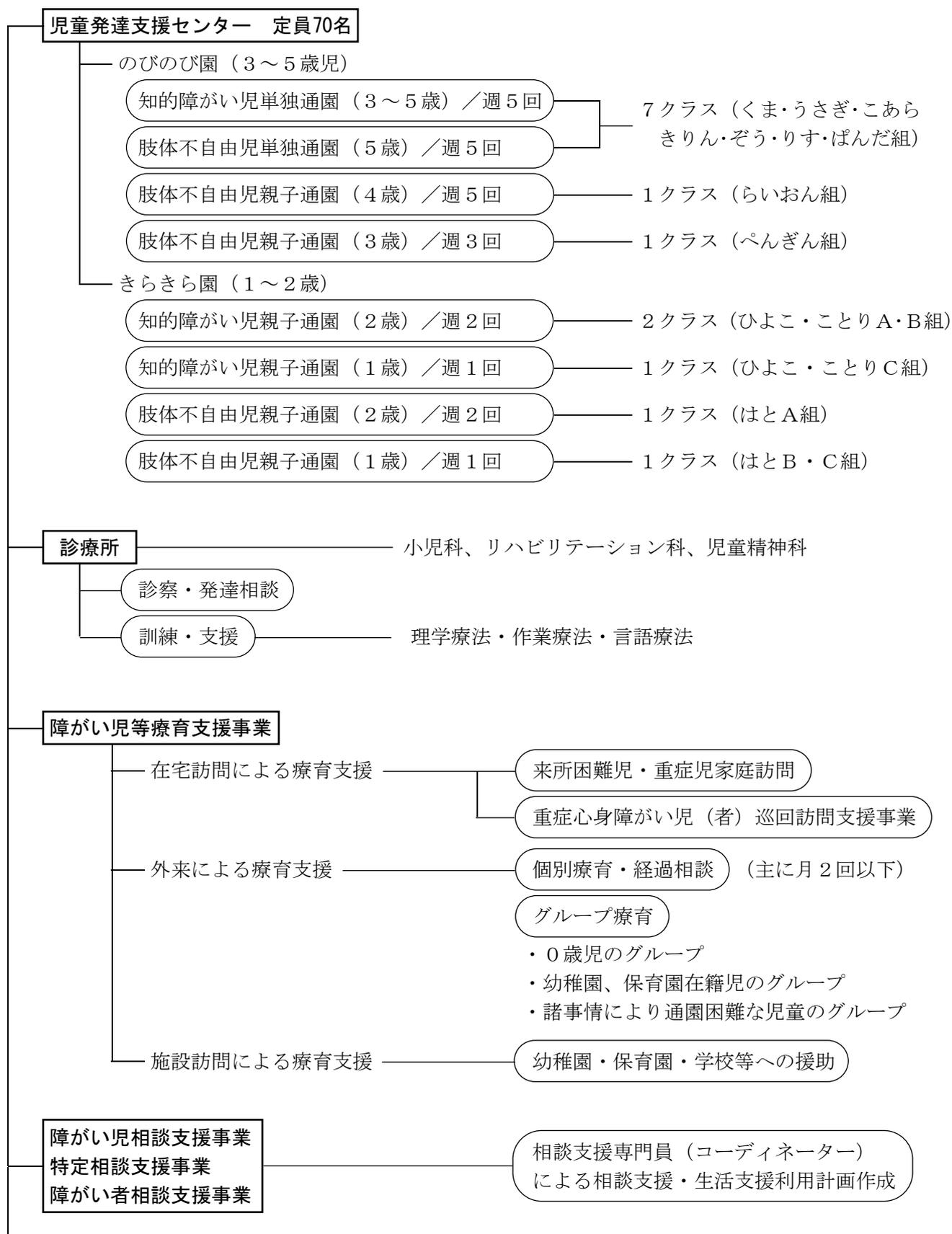
4階 診察室・相談室・管理部門

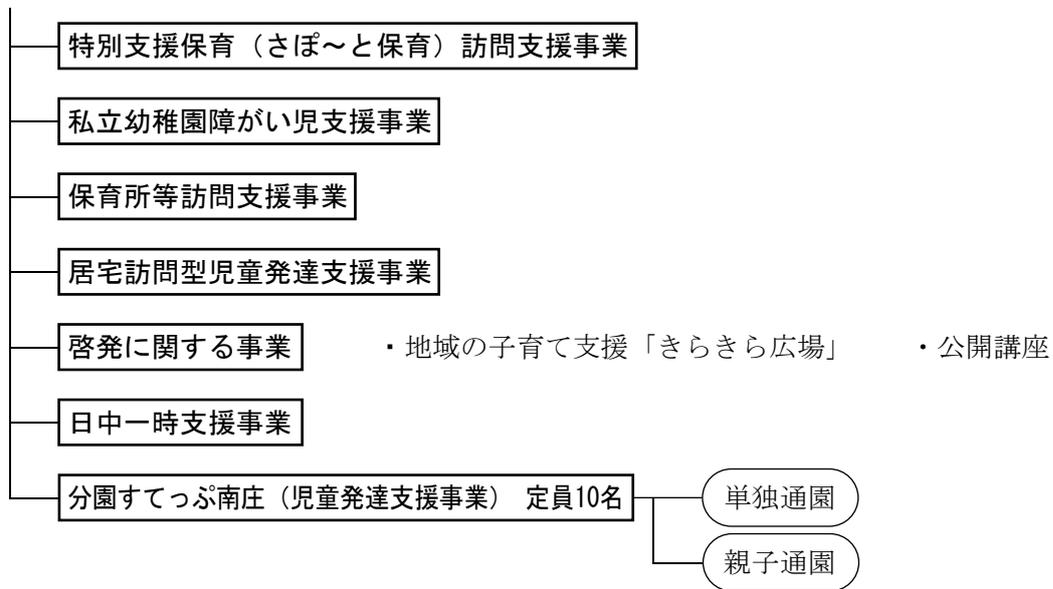


5階 屋上広場

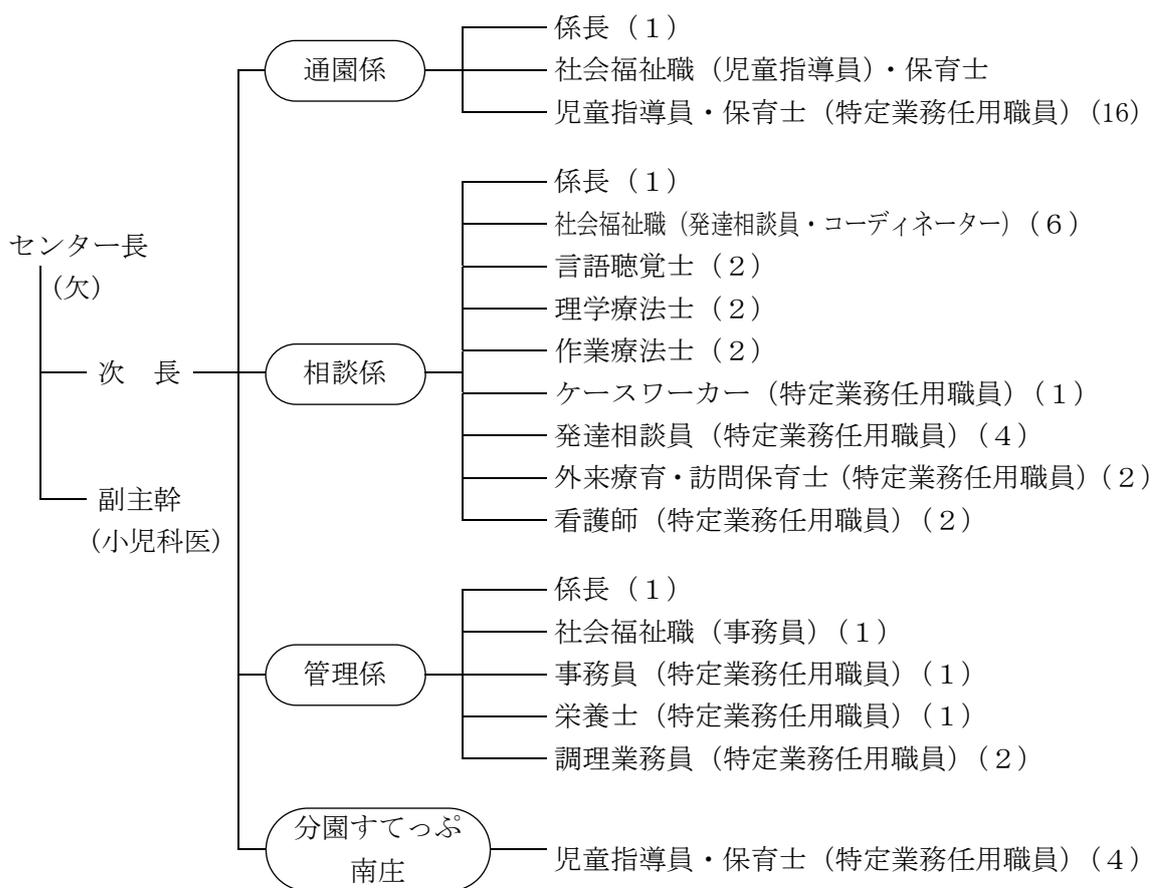


3 業務の概要

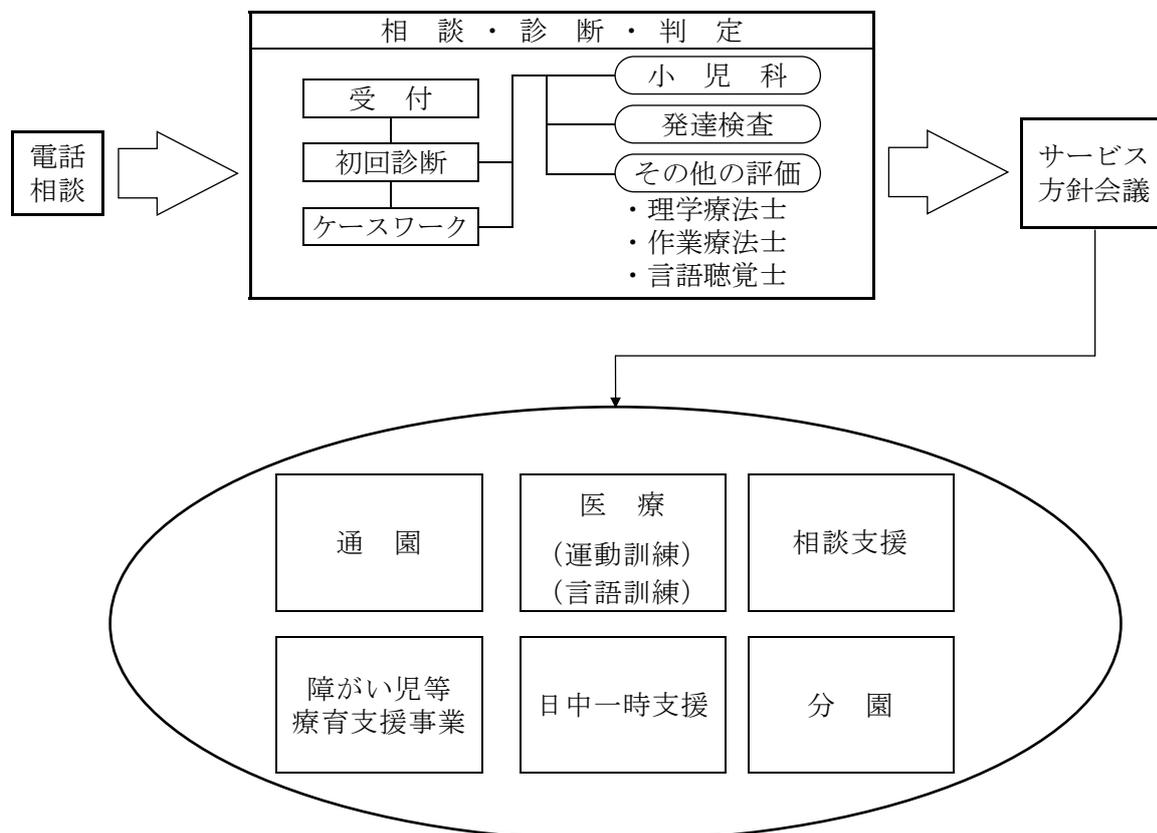




4 人員配置



5 通園・訓練までの流れ



6 福岡市の療育システム

親子通園・親子同伴利用
 児童の単独通園

サービスの種類	障がい種別	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
通園療育	知的障がい 発達障がい	西部療育センター 東部療育センター めばえ学園							
		あいあいセンター							
	しいのみ学園 ゆたか学園 こだま joyひこばえ 野の花 さくら園								
	肢体不自由	西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター あゆみ学園							
		あいあいセンター							
聴覚障がい	あいあいセンター								
視覚障がい	あいあいセンター								
外来診療・支援事業 (訓練・個別療育等)	知的障がい 発達障がい	西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター							
		西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター							
	肢体不自由	西部療育センター 東部療育センター あいあいセンター あゆみ学園							
		あいあいセンター							
児童発達支援事業所	すてっぷ南庄 すてっぷ松香台 すてっぷ長浜 すてっぷ大池通り joyとびっこくらぶ								

就学

(形態は事業所による)

第 2 相 談 事 業

西部療育センターの相談窓口として、様々な相談に応じながら、専門スタッフによる診断・判定などにより、一人ひとりの発達状況に応じた支援方針を検討し、必要に応じた療育・訓練などの援助へつないでいくことを主な目的としている。

1 診療部門

(1) 概 要

西部療育センターは福祉施設であるとともに、健康保険医療機関としての診療所でもある。機能訓練や療育・相談などを希望される方（原則として福岡市内西区、早良区在住者）に対して、各診療科（小児科、リハビリテーション科、精神科）の医師が医学的見地から相談に応じ、加えて発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケースワーカー、相談支援専門員、看護師等の他職種と連携の下、外来訓練、外来療育、あるいは通園療育などの方針を検討し保護者に提示している。必要に応じて訓練の処方を行い、また通園児の定期健康診断や健康管理を行っている。

(2) 業務内容

- ア 医学的診断（診断書作成を含む）
- イ 療育方針や訓練処方
- ウ 経過観察指導（障がいの状態や発育状況の把握）
- エ 通園児の健康管理
 - ① 定期健康診断
 - ② 肢体不自由児通園部門通園児の来所時健康チェック
 - ③ 医療ケア必要児への対応
 - ④ 療育看護
- オ 外来療育グループ（ちょうちょグループ、ありんこグループ、たんぽぽグループ）
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。
- カ 食事栄養相談
- キ 育児相談
- ク 小児科診察相談会の小児科医師派遣（ゆたか学園・野の花）
- ケ 保健福祉センター乳幼児健康診査への小児科医師派遣
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。
- コ 他の医療機関との連携

(3) 診療・スタッフ

	診 療 科 目
月	小児科・精神科（隔月 1 回）
火	小児科・精神科（月 1 回）
水	小児科・リハビリ科（奇数月 2 回）
木	小児科・リハビリ科（偶数月 2 回）
金	小児科・精神科（隔月 1 回）

○各科の医師

小児科医	常 勤	1 名	非常勤	4 名
リハビリテーション科医	非常勤	5 名		
精神科医（児童精神科医）	非常勤	3 名		

○看護師

特定業務任用職員 2 名

(4) 診断・診察状況

ア 診察件数

(単位：件)

区 分	総 数	小 児 科	リハビリ科	精 神 科
総 数	1, 295	1, 132	138	25
初 診	564	526	23	15
再 診	731	606	115	10

イ X線撮影状況

区 分	撮影日数	撮影実人数	撮影延べ人数
総 数	20	34	44

※X線撮影の設備がないため西区保健福祉センターに協力していただいている。

(5) 新規受付児の疾患別状況

(新規受付児：総数 526人)*1

疾患名		総数	0～5ヶ月	6～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
脳性運動障がい	脳性麻痺	11	15	1	1	3	2	4	—	—
	脳性麻痺のリスク	4		—	1	—	2	1	—	—
	その他	—		—	—	—	—	—	—	—
他の運動障がい	筋疾患	1	2	—	—	1	—	—	—	—
	その他	1		—	—	1	—	—	—	—
運動発達遅滞	運動の遅れ	2	12	—	—	2	—	—	—	—
	低緊張	10		—	1	7	—	2	—	—
先天異常	ダウン症候群	4	15	—	2	1	1	—	—	—
	他の染色体異常	3		—	1	2	—	—	—	—
	奇形症候群	5		1	1	3	—	—	—	—
	脳奇形	—		—	—	—	—	—	—	—
	神経皮膚症候群	1		—	—	—	1	—	—	—
	口蓋裂	2		—	—	—	—	1	—	1
発達障がい	自閉症*2	—	482	—	—	—	—	—	—	—
	広汎性発達障がい*3	264		—	—	9	80	83	46	37
	高機能広汎性発達障がい*4	146		—	—	3	13	26	38	50
	特異的発達障がい*5	17		—	—	—	3	1	2	9
	A D H D	55		—	—	—	2	8	15	25
	その他*6	—		—	—	—	—	—	—	—
精神遅滞	精神遅滞	186	333	—	—	5	51	73	34	20
	精神遅滞(境界域)	130		—	—	5	37	31	21	27
	精神運動発達遅滞	17		—	6	11	—	—	—	—
てんかん		4	4	—	1	—	—	1	—	2
代謝性疾患		—	—	—	—	—	—	—	—	—
内分泌疾患		7	7	—	—	1	—	3	3	—
情緒障がい		5	5	—	—	—	—	1	1	2
言語発達の遅れ*7		4	4	—	—	1	1	1	—	1
構音障がい*8		38	38	—	—	—	1	3	9	22
後天性失語症		—	—	—	—	—	—	—	—	—
吃音		16	16	—	—	—	2	1	5	7
聴覚障がい	感音難聴	1	3	—	—	—	—	—	1	—
	伝音難聴	1		—	—	—	—	—	1	—
	混合難聴	—		—	—	—	—	—	—	—
	疑い	1		—	—	—	—	—	—	1
視覚障がい	盲・光覚	—	5	—	—	—	—	—	—	—
	弱視	—		—	—	—	—	—	—	—
	その他	5		—	—	—	2	2	1	—
正 常		—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) *1 複数の疾患名をあわせもつ場合は、それぞれの疾患名を計上している。

*2 知的な遅れを伴う自閉症を計上している。

*3 知的な遅れを伴う特定不能の広汎性発達障がいを計上している。

*4 知的に遅れない広汎性発達障がい(アスペルガー症候群、高機能の自閉症を含む)を計上している。

*5 言語性LDや発達性言語障がい、発達性協調運動障がいを含む。

*6 分類が難しい発達障がい児を計上している。

*7 難聴、精神遅滞、脳性麻痺に基づくものは除いている。

*8 難聴、精神遅滞に基づくものは除いている。

2 相談部門

(1) 概 要

関係機関からの紹介、あるいは保護者からの直接の相談により受診を受け付ける。医師の診察と併せて心理判定を行い、必要に応じてケースワーカー面接を実施した上で今後のサービス方針を検討・実施している。

(2) 新規相談受付児の状況

当センターとして新規受付児数は526人であった。うち、当センターと心身障がい福祉センター（あいあいセンター）、東部療育センターが相互に重複しない真の新規受付児数は516人である。市全体の新規受付児数は1,708人であり、内訳は当センターが516人、あいあいセンターが793人、東部療育センターが399人であった。

当センターの新規受付児数は、昨年よりやや増加。来所時年齢別では、昨年同様全体の約半数を2・3歳児が占めている。

ア 地区別

(単位：人)

区 分	総 数	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	市 外
西 部	516	1	—	—	—	—	218	295	2
市全体	1,708	403	225	169	249	126	225	296	16

注) 市全体：西部療育センター、東部療育センター、心身障がい福祉センターの新規受付児の合計数

イ 来所経路別

(単位：人)

区 分	総 数	医 療 機 関	保 健 所	児 童 相 談 所	施 設	保 育 園	幼 稚 園	学 校	そ の 他 の 行 政	マ ス メ デ ィ ア	知 人	そ の 他
西 部	516	100	113	6	25	113	52	1	18	52	19	17
市全体	1,708	367	449	19	143	343	131	3	40	142	52	19

ウ 来所時年齢別

(単位：人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	学 齡 以 上	男	女
西 部	516	7	31	107	131	96	113	31	—	388	128
市全体	1,708	63	135	383	425	314	299	89	—	1,263	445

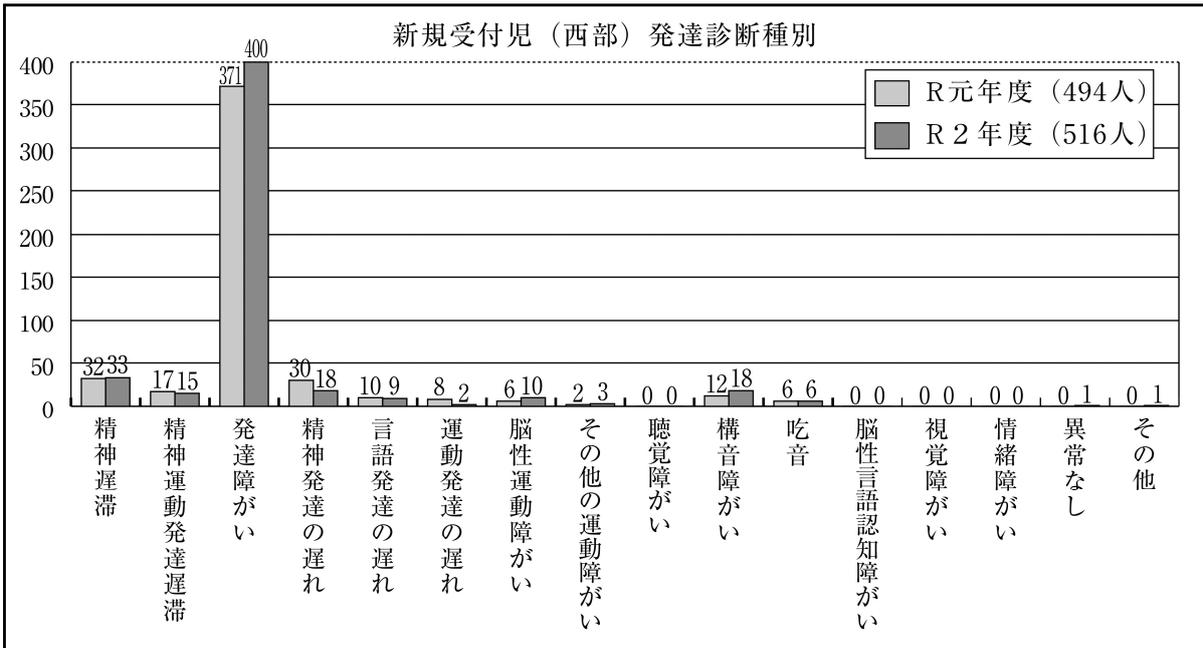
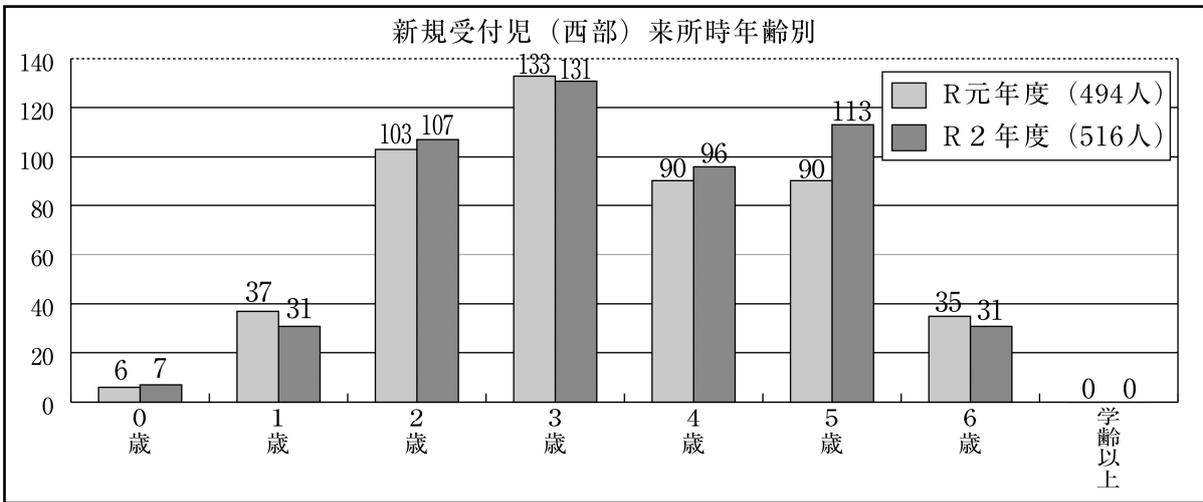
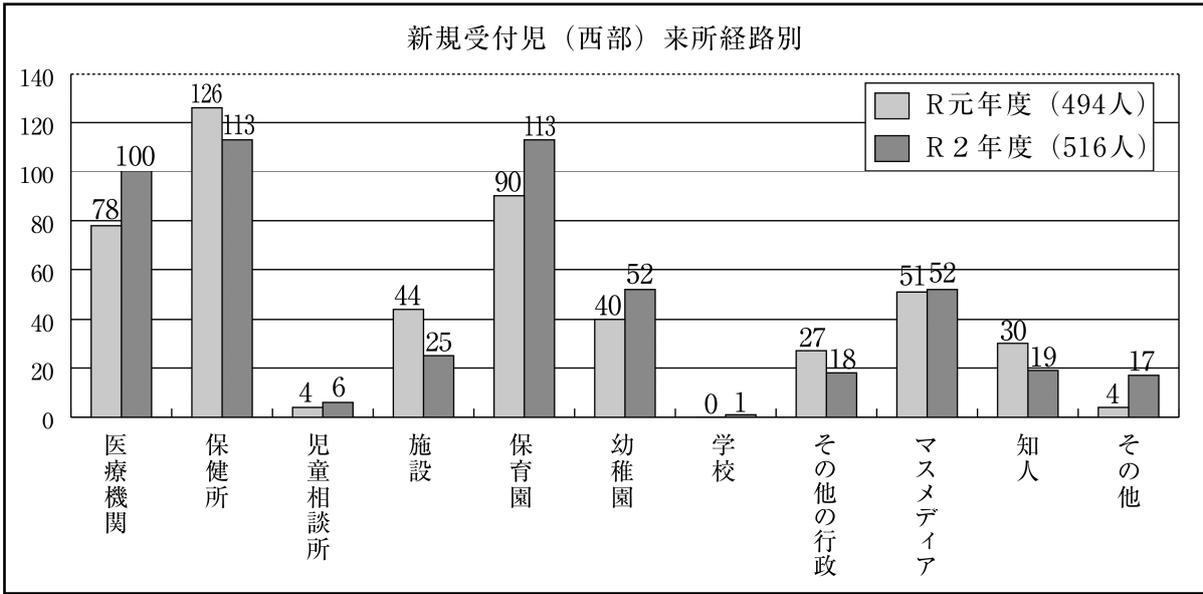
注) 年齢区分は初診時の暦年齢による

エ 発達診断種別

(単位：人)

区分	総 数	精 神 遅 滞	精 神 運 動 発 達 遅 滞	発 達 障 が い	精 神 発 達 の 遅 れ	言 語 発 達 の 遅 れ	運 動 発 達 の 遅 れ	脳 性 運 動 障 が い	そ の 他 の 運 動 障 が い	聴 覚 障 が い	構 音 障 が い	吃 音	脳 性 言 語 認 知 障 が い	視 覚 障 が い	情 緒 障 が い	異 常 な し	そ の 他
西 部	516	33	15	400	18	9	2	10	3	—	18	6	—	—	—	1	1
市全体	1,708	253	80	1,086	57	48	10	28	6	27	66	31	—	5	3	3	5

- 注) 1 この分類基準は心身障がい福祉センターの基準に基づく。
- 2 発達相談員が発達状況をチェックし、その結果に基づいてとらえた発達状態と障がいの原因や予後を考慮して障がい種別の分類を行っている。
- 3 重複して障がいをもつ場合は、優先する何れかの障がいに単一分類している。
- 4 以下の障がい種別の分類は次の基準による。
- ・精神遅滞 精神発達に遅れがみられ、しかもその遅れが将来も残ると予想される子ども
 - ・精神運動発達遅滞 精神発達、運動発達ともに遅れがみられるが麻痺はなく、概ね3歳未満で未歩行の子ども
 - ・発達障がい 対人的関心の希薄さ、注意転導、多動などの行動障がいや認知力のアンバランスなどの特異な精神発達がみられる子ども
 - ・精神発達の遅れ 精神発達に遅れがみられるが、将来は正常域に入ると予想される子ども
 - ・言語発達の遅れ 言語発達に遅れがみられるが、将来は正常化すると予想される子ども
 - ・運動発達の遅れ 運動発達に遅れがみられるが、将来は正常化すると予想される子ども
 - ・脳性運動障がい 中枢神経系の障がいによる四肢、体幹の運動機能障がいのみみられる子ども
 - ・その他の運動障がい 中枢神経系の障がい以外の原因によって起こる運動機能障がいのみみられる子ども
 - ・異常なし 主訴は様々であっても、正常と診断される子ども



(3) 発達相談部門

発達相談部門では、発達相談員が発達相談を担当し、発達・知能検査と行動観察による発達診断及びカウンセリングや個別療育、訪問支援などの発達支援を行っている。また必要に応じてケースワーカーや相談支援専門員による相談や調整も行っている。

ア 相談・療育人数 (単位：人)

総数	通園	外来	見学引率
1,762	86	1,631	45

注) 1 相談・療育人数には、心理面接・ケースワーカー面接・個別療育・グループ療育件数を計上。電話相談は計上していない。
2 外来には発達相談パート在籍児を含む。

経過相談：療育は当面必要としないが発達の経過を見ていく必要がある子ども、家庭の事情などで療育に入れない子どもへ継続的な発達相談を行う。

個別療育：幼稚園、保育園での集団適応上に困難さをもつ子どもに対して月1～2回の定期的な個別療育を行う。

グループ療育：育児支援の一環として、また発達障がい児のソーシャルスキルの向上のため月2回の定期的な少人数グループ療育を行う。

イ 発達相談部門在籍児 (単位：人)

区分	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児
総数	1,208	—	9	59	200	211	327	400	2
個別療育	1	—	—	—	—	—	—	1	—
グループ療育	10	—	—	—	4	—	—	6	—
経過相談	1,194	—	8	58	196	210	327	393	2
助言のみ	3	—	1	1	—	1	—	—	—

注) 年齢区分は令和2年4月1日現在の年齢による。0歳児未満児とは、令和2年4月2日以降に生まれたもの。

ウ 発達障がい種別 (単位：人)

区分	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児
総数	1,197	—	10	68	201	211	365	342	—
精神遅滞	85	—	—	2	11	18	27	27	—
精神運動発達遅滞	60	—	3	2	8	14	20	13	—
発達障がい	914	—	4	59	162	147	280	262	—
精神発達の遅れ	57	—	—	2	7	14	19	15	—
言語発達の遅れ	30	—	—	—	5	5	8	12	—
運動発達の遅れ	14	—	1	1	5	2	1	4	—
脳性運動障がい	6	—	1	—	—	1	3	1	—
その他の運動障がい	4	—	1	1	1	—	—	1	—
聴覚障がい	1	—	—	—	—	1	—	—	—
構音障がい	14	—	—	1	—	4	5	4	—
吃音	8	—	—	—	1	4	1	2	—
脳性言語認知障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—
視覚障がい	1	—	—	—	—	—	—	1	—
情緒障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—
異常なし	2	—	—	—	—	1	1	—	—
その他	1	—	—	—	1	—	—	—	—

エ 所属別 (単位：人)

区分	総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児
総数	1,197	—	10	69	200	211	365	342	—
在宅	123	—	7	46	45	16	5	4	—
保育園	369	—	1	16	68	62	108	114	—
障がい児保育対象	239	—	2	7	43	34	90	63	—
幼稚園	465	—	—	—	44	98	162	161	—
学校	1	—	—	—	—	1	—	—	—

3 訓練部門

(1) 概 要

医師の処方により理学療法士（2名）、作業療法士（2名）による運動療法、作業療法士による感覚統合療法（S I）、言語聴覚士（2名）による言語療法やコミュニケーション援助を行っており、通園児の保育にも参加している。

訓練を実施したケースは256人（理学または作業療法174人、言語療法82人、うち複数受けているケース2人）で、あらたに訓練を開始したケースは、理学または作業療法45人、言語療法42人であった。西・早良区のケースが98.4%を占めた。理学・作業療法の対象は脳性麻痺を中心とした脳性運動障がい87人で50%を占めており、運動発達遅滞が続いた。言語療法の対象は構音障がい45人、言語発達遅滞（障がい）20人（内自閉スペクトラム症8人）が続いた。

(2) 理学療法、作業療法、言語療法

ア 年齢別・性別人数

（単位：人）

総 数	男	女	0歳未	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学齢児	18歳以上
256	161	95	3	16	24	19	10	54	64	57	9

注) 年齢区分は令和2年4月1日現在の年齢による。0歳未満児とは、令和2年4月2日以降に生まれたもの。

イ 地区別人数

（単位：人）

総 数	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	市 外
256	—	—	3	—	1	93	159	—

ウ 療育件数（延べ件数）

理学・作業療法（個別）

（単位：件）

区 分	総 数	通 園	外 来
理 学 療 法	988	539	449
作 業 療 法	1,132	437	695
合 計	2,120	976	1,144

理学・作業療法（集団）

（単位：件）

区 分	通園への関わり（知的・肢体）	S Iグループ（外来療育グループ）
作 業 療 法	163	27
理 学 療 法	129	

エ 言語療法（個別・集団）（延べ件数）

（単位：人）

区 分	総 数	通 園	外 来
言 語 療 法	587	165	422

作業療法士による感覚統合療法（S I）グループは、障がい児等療育支援事業で計上した。

言語聴覚士によるコミュニケーショングループと通園児のコミュニケーション保育は、集団コミュニケーション療法で計上した。

オ 食事指導件数（延べ件数）

（単位：人）

区 分	総 数	通 園	外 来
食 事 指 導	67	67	0

食事指導は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が担当して実施し、障がい児（者）リハビリテーション料で計上した。

(3) 理学療法・作業療法障がい種別人数

(単位：人)

障がい種別		総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上	
総数		174	3	16	24	19	8	20	23	61	
脳性運動障がい	脳性麻痺	44	87	2	2	3	4	2	5	1	25
	脳性麻痺リスク	6		1	—	3	1	—	—	1	—
	脳損傷後遺症	5		—	—	1	—	—	1	1	2
	発達性協調運動障がい	19		—	—	—	—	—	3	10	6
	その他	13		—	—	1	1	—	4	2	5
その他運動障がい	二分脊椎	5	12	—	1	—	—	—	—	1	3
	分娩麻痺	—		—	—	—	—	—	—	—	—
	筋疾患	3		—	1	—	—	1	1	—	—
	その他	4		—	1	1	—	—	—	1	1
運動発達遅滞	精神運動発達遅滞	31	74	—	5	6	3	3	4	3	7
	ダウン症候群	27		—	4	5	8	1	1	3	5
	低緊張児	1		—	—	—	1	—	—	—	—
	特発性運動発達遅滞	7		—	2	4	—	—	—	—	1
	その他	8		—	—	—	1	1	1	—	5
その他	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	

注) 1 年齢区分は令和2年4月1日現在の年齢による。

2 複数の診断名がある場合、運動障がいにより関与すると思われる1つを選んだ。

(4) 言語療法障がい種別人数

(単位：人)

障がい種別		総数	0歳未満児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児以上	
総数		82	—	—	—	—	2	34	41	5	
言語発達遅滞	精神遅滞	6	20	—	—	—	—	1	3	2	—
	自閉スペクトラム症	8		—	—	—	—	—	1	7	—
	受容性	6		—	—	—	—	—	—	6	—
	表出性	—		—	—	—	—	—	—	—	—
構音障がい	機能性構音	19	45	—	—	—	—	—	10	7	2
	運動性構音	2		—	—	—	—	—	—	—	2
	器質性構音	2		—	—	—	—	—	1	1	—
	その他の構音障がい	22		—	—	—	—	—	14	7	1
吃音	16	16	—	—	—	—	1	5	10	—	
重複障がい	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注) 年齢区分は令和2年4月1日現在の年齢による。

(5) 在籍児の年齢別訓練部門所属状況

(単位：人)

区 分		0 歳未満児		0 歳児		1 歳児		2 歳児		3 歳児		4 歳児		5 歳児		6~17歳		18 歳以上		計	
		PT・OT	ST	PT・OT	ST	PT・OT	ST	PT・OT	ST	PT・OT	ST	PT・OT	ST	PT・OT	ST	PT・OT	ST	PT・OT	ST		
西部療育センター	のびのび	肢 体	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	7	1	6	1	—	—	—	—	20
		知 的	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	3	2	—	—	—	—	9
	きらきら	肢 体	—	—	—	—	6	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
		知 的	—	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
	外来療育グループ		—	—	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
知的障がい児施設		—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	2	—	—	—	—	—	6	
難聴幼児通園施設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
視覚特別支援学校幼稚部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
聴覚特別支援学校幼稚部		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
保 育 園 ・ 所		—	—	4	—	7	—	2	—	1	1	2	12	2	19	—	1	—	—	51	
保育園・所(障がい児保育)		—	—	—	—	—	—	2	—	1 (1)	—	3 (1)	2	4	4	—	—	—	—	16 (2)	
幼 稚 園		—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	17	6	15	—	—	—	—	40	
小・中学校	通常学級		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	2	—	—	11	
	通常学級 +通級	聴覚障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		言語障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
		情緒障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3
	特別支援 学級	知的障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1	—	—	5
		情緒障がい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
		弱 視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肢 体		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	
高 等 学 校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	
大 学		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
知的障がい特別支援学校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1	—	—	5	
肢体不自由特別支援学校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	—	—	—	27	
視 覚 特 別 支 援 学 校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
聴 覚 特 別 支 援 学 校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
作 業 所		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	9
そ の 他		—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	4	
家 庭		3	—	9	—	8	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	24	

- 注) 1 年齢区分は令和2年4月1日現在の年齢による。
2 PT：理学療法士、OT：作業療法士、ST：言語聴覚士
3 ()内の数字は、のびのび肢体と並行通園を行っている児童。

4 外来療育グループ

(単位：人)

グループ名	対象児年齢	療育頻度	グループ数	延べ在籍児数	延べ療育人数
ちようちよ	0歳児	月1回	—	—	—
ありんこ	1～5歳児	月1回	—	—	—
たんぽぽ	0～5歳児	年4回	—	—	—
とんぼ	1～2歳児	月1回	8	38	141
S I グループ	5歳児	月1回	0	0	0
	小学1年生	月1回	1	5	27
コミュニケーション グループ	5歳児	月2回	2	7	32
ソーシャルスキル グループ	5歳児	月2回	2	6	34
	2歳児 (ふち)	月2回	1	4	15
わんぱく学級	4歳児	月1回	6	25	95
	5歳児	月1回	4	21	67
まるまる	4～5歳児	全5回	0	0	0
計			24	106	411

(1) ちようちよグループ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。

ア 目的：初期の子育て支援から始まり、子どもの発達を促進する具体的な育児を援助するとともに、保護者相互の交流の場を設けることで、保護者の不安や悩みを語り合う場にし、不安の軽減や障がい受容を促す。

イ 対象：運動障がいや精神発達の遅れが予想される0歳児

ウ スタッフ：保育士 1名、看護師 1名、外来専任保育士 1名
理学療法士・作業療法士 4名

エ 療育形態：月1回 10時～11時30分
親子遊び、保護者勉強会など

(2) ありんこグループ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。

ア 目的：様々な理由で親子通園を利用しづらい肢体不自由児に集団療育の場を提供する。

育児に関するアドバイスや福祉に関する情報提供、保護者同士の交流の中で、育児不安の軽減や子どもの理解を促す。

イ 対象：通園対象の重度肢体不自由児や摂食に問題のある1～5歳児

ウ スタッフ：保育士 1名、看護師 1名、外来専任保育士 1名
理学療法士・作業療法士 4名

エ 療育形態：月1回 10時～11時30分
親子遊び、保護者勉強会など

(3) たんぽぽグループ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。

ア 目的：訪問での支援を受けている重症心身障がい児に、集団療育の場を提供し、外出の機会をつくる。

保護者同士の交流や情報交換の場所を設ける。

イ 対象：訪問での支援を受けている未就学児

ウ スタッフ：医師 1名、看護師 1名、保育士 1名、外来専任保育士 1名
理学療法士・作業療法士（担当者）相談支援者（担当者）

エ 療育形態：年4回 10時から12時（時間内はどの時間でも自由に参加できる）
親子遊び、診察、発達検査（適宜）など

(4) とんぼグループ

ア 目的：様々な理由で親子通園を利用しづらい知的障がい児・発達障がい児に集団療育の場を提供するとともに、福祉情報の提供や保護者同士の交流の中で、育児不安の軽減や子どもの状態についての理解を促す。

イ 対象：通園困難な知的障がいのある1・2歳児

ウ スタッフ：保育士 3名、相談支援員 1名、外来専任保育士 1名、発達相談員 2名

エ 療育形態：月1回 10時30分～11時30分、
集団保育、保護者勉強会、分園説明会など

(5) S I（感覚統合）グループ

ア 目的：感覚統合に何らかの困難さを持ち、感覚を受け取る力の難しさ、運動の苦手さ、不器用さのある子どもたちに対して、感覚統合理論に基づいて、様々な活動を経験し、感覚の調整力を促し、ボディイメージや運動企画を高める場を提供する。また、保護者の子どもへの理解を深める支援を行う。

イ 対象：知的に境界域～正常域で運動の苦手さ、手先の不器用さのある5歳児・小学1年生

ウ スタッフ：外来専任保育士 1名、作業療法士 2名

エ 療育形態：月1回 15時45分～16時45分

(6) コミュニケーショングループ

ア 目的：小集団で、やりとりや、ゲーム、話し合い活動を行い、コミュニケーションスキルの獲得を促す。保護者が子どもの状況を把握し、就学に向けスムーズに移行できるよう支援する。

イ 対象：知的に境界域～正常域で集団場面でのコミュニケーション面に苦手さがみられる、発達障がいのある5歳児

ウ スタッフ：外来専任保育士 1名、言語聴覚士 2名、（発達相談員）1名

エ 療育形態：月2回 14時30分～15時30分

(7) ソーシャルスキルグループ

ア 目的：発達障がいのある子どもたちに小集団で活動を楽しむ場を提供し、対人意識や自己コントロール力を育むとともに、保護者同士の交流の中で育児不安の軽減や子どもの理解を促す。

イ 対象：心理面、行動面での問題が顕著にみられる、年長の発達障がい児

ウ スタッフ：発達相談員 4名、外来専任保育士 1名

エ 療育形態：月2回 14時30分～15時30分（5歳児）

(8) ソーシャルスキルグループ（ぷち）

- ア 目的：2歳児の発達障がい（リスク）児の保護者への育児支援を行う。
- イ 対象：知的な遅れのない2歳児の発達障がい（リスク）児
- ウ スタッフ：発達相談員 2名、外来専任保育士 1名
- エ 療育形態：月1回 10時30分～11時30分

(9) わんぱく学級

- ア 目的：幼稚園・保育園に通っている知的障がい児・発達障がい児の集団活動と、就学に向けての情報提供や保護者同士の交流を図る。
- イ 対象：幼稚園・保育園に通っている中～軽度知的障がい、発達障がいの4～5歳児
- ウ スタッフ：保育士 4名、発達相談員 5名、外来専任保育士 1名
- エ 療育形態：月1回 14時30分～15時30分
集団活動、保護者勉強会など

(10) まるまるグループ

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。
- ア 目的：保護者に子どもの行動に着目し、適切な関わり方について理解を促す。
保護者同士の交流の場を提供する。
 - イ 対象：知的な遅れのない4～5歳児の発達障がい児をもつ保護者
 - ウ スタッフ：発達相談員 2名
 - エ 形態：ペアレントトレーニングを用いた連続講座
全5回 10時30分～12時

5 その他の相談事業

(1) 障がい児通園施設等の利用契約補助業務

障がい児通園施設等の利用契約関連業務のうち申請児の受付・面接、事後指導、進路調整の業務等を行った。
対象人数 354人

(2) 重症心身障がい児（者）巡回訪問支援事業

児童相談所が実施していた「福岡市在宅重症心身障がい児（者）巡回訪問支援事業」を平成14年度から福岡市社会福祉事業団が引き継いで実施している。

在宅の重症心身障がい児（者）に対し、医師・療法士・相談支援専門員等が家庭訪問を行い、日常生活・家庭療育・家庭環境の改善等に関する助言・支援を行うことにより、障がい児（者）および家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

第 3 通 園 事 業

西部療育センターは「児童発達支援センター」で、知的障がい児（発達障がい児も含む）と肢体不自由児の療育を実施している。

きらきら園は1～2歳児、のびのび園は3～5歳児を対象としている。

きらきら園では、知的発達の遅れのある子ども24人、運動発達に遅れのある子ども14人が通園した。また、のびのび園では、知的発達に遅れのある子ども64人、運動発達の遅れのある子ども19人が通園した。年度末在籍数の合計は121人だった。

1 定 員

1日定員70人。（定員超過利用で140%、最大98人受け入れた）

2 療育の目標

- いきいきと生活できるこども
 - ・ 身辺自立を目指しながら、生活や遊びに意欲的に取り組めることを大切にする。
- のびのびと遊べるこども
 - ・ 遊びを通して興味、関心を広げ、深めることを大切にする。
- きらきらと自分を表現できるこども
 - ・ 自分の要求や思いを伝えようとする子どもの姿を大切にする。
 - ・ 気持ちのやりとりを楽しめることを大切にする。

3 クラス編成

（単位：人）

編 成 区 分				クラス名	曜日別通園児数 ※1					部 屋 位 置	主な通園方法	職 員 ※2	備 考
					月	火	水	木	金				
のびのび園	単 独 通 園	知的障がい	3～5歳	くま	11	11	11	11	11	1階	単 独 通 園 バ ス	3	
				うさぎ	11	11	11	11	11			3	
				きりん	11	11	11	11	11			3	
				こあら	11	11	11	11	11			3	
				ぞう	11	11	11	11	11			3	
				りす	9	9	9	9	9			4	
	肢体不自由	5歳	ぱんだ	6	6	6	6	6	3				
きらきら園	親 子 通 園	肢体不自由 ※3（3歳児）	4歳	らいおん	8	8	8	8	8	3階	親 子 通 園 バ ス 又 は 自 家 用 車 等	2	
			3歳	ぺんぎん	5	—	4	1	5			2	
		知的障がい ※3	2歳	ひよこA	6	—	11	5	—			2	ひよこA・B・Cは兼任
			1歳	ひよこB	—	5	※4(10)	—	5				
			1歳	ひよこC	—	1	—	1	1				
		肢体不自由 ※3（2歳児）	2歳	はとA	—	8	—	8	—			2	はとA・B・Cは兼任
			1歳	はとB	—	2	—	—	—				
1歳	はとC		—	—	4	—	—						
計					89	94	98 (97)	93	89				

※1 児童数は、令和3年3月末日現在

※2 臨時的任用職員を含む

※3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、分散通園を実施。

※4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、AグループとBグループが隔週通園とした。

4 日 課

時 間	単独通園 (知的・肢体)	親子通園 (知的・肢体)	備 考
9:00	通園バス発		○肢体不自由児単独通園 …個別訓練(週1回) ○T保育(年3回) S T保育(年4回) ○肢体不自由児親子通園 …個別訓練(1～4歳児週1回) ○T保育(2～4歳児年2～3回) S T保育(2歳児年1回、 3・4歳児年2～3回) ○知的障がい児親子通園 ○T学習会 (2歳児年1回通園日毎で4回) ことばの保育・学習会 (2歳児年1回)
10:00	登園(バス着) 更衣・排泄・自由遊び 朝の会・おやつ・給茶 設定保育	10:30登園(バス着) 朝の会 おやつ・給茶 設定保育	
12:00	給食・歯磨き 自由遊び	給食・歯磨き 自由遊び 帰りの準備・帰りの会	
14:00	更衣・排泄・給茶 帰りの準備・帰りの会	降園(バス発)	
14:30	降園		

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「親子通園」は登園時間を10:30とした。
「単独通園」は降園時間を14:30とした。

5 年間行事

月	の び の び 園	き ら き ら 園
4月	入園式 年長児発達検査(4月開始～6月)	保育開始
5月	肢体不自由児単独通園開始 前期目標面談(5～6月)	前期目標面談(知的)
6月	学校見学(6月開始～7月まで)	前期目標面談(肢体・知的)
7月	肢体不自由児年中分離開始	園長懇談(知的)
8月	夏休み(6日間) 後期目標面談(肢体)	夏休み(9日間)
9月	後期目標面談	
10月	オータムフェスタ、秋の遠足 園長懇談(肢体)、保育所交流(肢体)	後期目標面談 施設見学、進路面接
11月	保育所交流 バス散歩(11月～12月)	
12月	冬休み	冬休み
1月	1年間のまとめ面談	クラス懇談(肢体)
2月	1年間のまとめ面談 バス散歩(2月下旬～3月上旬)	園長懇談 1年間のまとめ面談(肢体・知的)
3月	卒園式 園長懇談(肢体) 春休み	園長懇談 春休み
毎月の行事	避難訓練／誕生会／学習会／クラス懇談 (知的障がい) 個別保育参観 自由保育参観	
定期健康診断等 内科健診／歯科健診・視機能評価(希望者のみ)		

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の年間行事を中止とした。

<両園共通>施設プール(通年)、きょうだい児保育、日曜参観、家庭訪問、クラス交流会(肢体)

<のびのび園>春の遠足、運動会(オータムフェスタで代替実施)

6 療育内容

(1) 通園形態

ア 親子通園

1～2歳児の知的障がい児と1～4歳児の肢体不自由児が親子同伴で通園している。子育ての具体的な方法を保護者に提案し、家庭での育児がより円滑に行われるよう援助している。また、保護者同士の交流の機会にもなっている。

イ 単独通園

3～5歳児の知的障がい児と、5歳児の肢体不自由児が保護者のもとから毎日通園バスで通園している。一人ひとりの状態や、年齢に応じた保育を通して、対人関係・社会性・基本的な生活習慣等の発達を促している。知的障がい児と肢体不自由児が同じフロアで過ごしているため日常的に交流する機会がある。

(2) センター機能を活かした療育

ア 様々な相談への対応

保護者が不安に思われる障がいや病気、福祉制度、発達についての相談を小児科医（センター長）・看護師・ケースワーカー・発達相談員などによって年間計画に沿って実施している。また保護者の希望によっては精神科の診療も行っている。

イ 作業療法士（OT）と理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）との連携

知的障がい児、肢体不自由児（2～5歳）を対象に、日常的な活動を通じた姿勢調査や感覚運動面・ことばやコミュニケーション能力などを、保育担当者を中心にOT、PT、STとともに育てていくことと、保育担当者の資質向上を目的として実施している。

【実施内容例（3、4、5歳児）】

知的障がい児クラス	肢体不自由児クラス
【OT保育】 ・姿勢チェック（全員、年2回） ・OTによる保育観察 （各クラスより個別ケースに感覚の特徴、運動面、生活面について助言） ・その他カンファ等で感覚チェック相談 ◎保護者学習会	【OT】 ◎OT保育 ・着脱 ・運動会競技姿勢確認 ・福祉用品見学 ・スノーズレン ・くるくるカップ ・サポートブックについて ◎保護者学習会 【PT】 ◎PT保育 ・トイレの姿勢確認 ・運動会競技姿勢確認 ・サポートブック
【ST保育】 ◎保護者学習会 ◎言語相談（新入園児、年長児） ◎個別訓練（ST・保育スタッフ対応） ◎食事評価 8名	【ST】 ◎ことばの保育 ・サポートブック ・おやつ ・乾布摩擦 ・ボールスライダー ・買い物ごっこ ・大きなかぶ ◎保護者学習会 ◎言語相談（全員）

(3) センター独自の療育

ア 水泳指導

目的：・水に触れる楽しさを知る。

- ・継続的に水に入る経験をすることで、全身の感覚や運動発達を刺激し促進を図る。
- ・溺れない技術を身につける。
- ・水に入るための社会的ルールを身につける。

内容：施設内のプールを活用し、各クラス月1～2回程度保護者同伴のもと実施している。

実施状況

ク ラ ス		回 数
知的障がい(単独)	3～5歳(6クラス)	0
肢体不自由	3～5歳(3クラス)	0
知的障がい(親子)	2歳(2クラス)	0
肢体不自由	2歳(1クラス)	0

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、通年で中止とした。

イ 保育所交流(のびのび園)

地域の同年齢の子どもたちとともに様々な遊びや行事などを体験し、社会性や対人共感性を深める機会として、近隣保育所と年間を通じた交流を行っている。

令和2年度 保育所交流実績

	日(曜)	時 間	内 容	場 所	対 象		のびのび園参加人数		
					保 育 所	のびのび園	児	職員	ボラ等
1	10/19(月)	10:40～11:15	園庭開放	姪保	0	1クラス	6	5	—
2	10/20(火)	10:40～11:15	園庭開放	姪保	0	1クラス	4	3	—
3	10/22(木)	10:40～11:15	園庭開放	姪保	雨天中止	1クラス	—	—	—
4	11/2(月)	10:40～11:15	園庭開放	姪保	雨天中止	2クラス	—	—	—

7 療育人数・療育日数

(単位：人・日)

区 分	のびのび園 (3～5歳児)				きらきら園 (1・2歳児)				計
	単 独 通 園		親 子 通 園						
	知的障がい 3～5歳児	肢体不自由 5歳児	肢体不自由 4歳児	肢体不自由 3歳児	知的障がい 2歳児	知的障がい 1歳児	肢体不自由 2歳児	肢体不自由 1歳児	
実療育人数	64	6	8	5	21	3	8	6	121
療育日数	225	223	216	164	201	59	98	93	1,279
延要療育人数	13,304	1,242	1,313	543	1,571	60	510	246	18,789
延療育人数	11,125	1,122	689	300	911	57	361	185	14,750
出席率	83.6%	90.3%	52.5%	55.2%	57.9%	95.0%	70.8%	75.2%	81.3%

8 在籍児の状況

(1) 年度始末別

(単位：人)

区 分			R 2年4月	R 3年3月
のびのび園 (3～5歳児)	知的障がい	初日在籍	64	
		末日在籍		64
	肢体不自由	初日在籍	19	
		末日在籍		19
きらきら園 (1・2歳児)	知的障がい	初日在籍	14	
		末日在籍		24
	肢体不自由	初日在籍	11	
		末日在籍		14

(2) 年齢別

(単位：人)

区 分			1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
のびのび園 (3～5歳児)	知的障がい	男	—	—	5	17	30	52
		女	—	—	—	5	7	12
		小計	—	—	5	22	37	64
	肢体不自由	男	—	—	3	2	3	8
		女	—	—	2	6	3	11
		小計	—	—	5	8	6	19
きらきら園 (1・2歳児)	知的障がい	男	3	18	—	—	—	21
		女	—	3	—	—	—	3
		小計	3	21	—	—	—	24
	肢体不自由	男	4	5	—	—	—	9
		女	2	3	—	—	—	5
		小計	6	8	—	—	—	14
計			9	29	10	30	43	121

※ 令和3年3月末日現在

(3) 発達診断種別

(単位：人)

区 分	のびのび園 (3～5歳児)		きらきら園 (1・2歳児)		計
	知的障がい	肢体不自由	知的障がい	肢体不自由	
精 神 遅 滞	11	—	2	—	13
精神運動発達遅滞	—	13	5	9	27
脳性運動障がい	1	6	—	5	12
発 達 障 が い	52	—	17	—	69
そ の 他	—	—	—	—	—
計	64	19	24	14	121

※ 令和3年3月末日現在

(4) 居住地別

(単位：人)

区 分		中央区	城南区	早良区	西 区	市 外	計
のびのび園 (3～5歳児)	知的障がい	—	—	19	45	—	64
	肢体不自由	1	—	5	13	—	19
きらきら園 (1・2歳児)	知的障がい	—	—	—	24	—	24
	肢体不自由	—	—	5	9	—	14
計		1	—	29	91	—	121

※ 令和3年3月末日現在

(5) 新規入園児の入所前の状況

(単位：人)

区 分		のびのび園 (3～5歳児)		きらきら園 (1・2歳児)		計
		知的障がい	肢体不自由	知的障がい	肢体不自由	
在 宅		—	—	13	—	13
西部療育センター	知的障がい児のびのび園 (3～5歳児)	—	—	—	—	—
	肢体不自由児のびのび園 (3～5歳児)	1	—	—	—	1
	知的障がい児きらきら園 (1・2歳児)	2	—	—	—	2
	肢体不自由児きらきら園 (1・2歳児)	—	5	2	—	7
西 部 外 来		2	—	1	7	10
保育園 (さぼ～と保育)		7	1	1	—	9
保育園 (さぼ～と保育以外)		—	—	1	—	1
幼 稚 園		5	—	—	—	5
他 の 施 設		4	—	—	1	5
転 居		—	—	—	—	—
分 園		6	—	—	—	6
計		27	6	18	8	59

(6) 進路状況

(単位：人)

進路先		在籍クラス	のびのび園(3～5歳児)		きらきら園(1・2歳児)		計
			知的障がい	肢体不自由	知的障がい	肢体不自由	
西部療育センター	知的障がい児のびのび園(3～5歳児クラス)		27	2	8	1	38
	知的障がい児きらきら園(1・2歳児クラス)		—	—	3	—	3
	肢体不自由児のびのび園(3～5歳児クラス)		—	7	—	3	10
	肢体不自由児きらきら園(1・2歳児クラス)		—	—	—	5	5
他の通園施設			—	—	8	4	12
保育園(さぼ～と保育)			—	3	1	1	5
保育園(さぼ～と保育以外)			—	—	—	—	—
幼稚園			—	—	4	—	4
小学校	通常学級		—	—	—	—	—
	特別支援学級	知的障がい	21	—	—	—	21
		情緒障がい	—	—	—	—	—
		肢体不自由	—	1	—	—	1
		聴覚障がい	—	—	—	—	—
		言語障がい	—	—	—	—	—
弱視	—	—	—	—	—		
特別支援学校(知的障がい)			16	—	—	—	16
特別支援学校(肢体不自由)			—	5	—	—	5
特別支援学校(病弱)			—	—	—	—	—
特別支援学校(視覚)幼稚部			—	—	—	—	—
特別支援学校(聴覚)			—	—	—	—	—
在宅			—	—	—	—	—
転居			—	1	—	—	1
その他			—	—	—	—	—
計			64	19	24	14	121

※ 令和3年3月末日現在

第 4 訪問支援事業

1 特別支援保育（さぽ〜と保育）への技術援助

福岡市では「障がい児保育」を平成14年度より市内全認可保育園で実施している。

(1) 障がい児保育対象児

全対象児（市内全域）	242園	797人
当センター在籍児で対象児	82園	235人

(2) 障がい児保育対象児への援助

個別面接・診察件数	192件
園訪問（施設支援）件数	1件

(3) 研修の受け入れ、講師派遣

通園施設体験研修受け入れ	5件
研修会講師派遣	0件

(4) 障がい児保育指導委員会への派遣（1名）

指導委員会（対象児の判定協議、指導委員会活動、保育所への指導等に関する協議など、年15回）に参加している。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修は行われなかった。

(5) 障がい児保育訪問支援事業

平成15年度から心身障がい福祉センター所属の訪問支援保育士による支援が開始された。早良区・西区エリアの園に対しては、当センターで平成20年12月から試行、平成21年4月から実施し、現在通園系の保育士1名が専任、1名が兼任で訪問支援を行った。

事業内容は、保育園を訪問し保育に参画しながら具体的な援助を行う訪問支援と、園内研修や障がい児保育研修への参画がある。

訪問支援 (保育参加)	訪問延べ日数		88園
	支援件数	障がい児保育対象児	57人
		対象外児	89人
園内研修			7園
その他研修参加			2回

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言中は訪問支援を中止した（実働期間6月15日～1月6日）

2 私立幼稚園障がい児支援事業

(1) 概 要

私立幼稚園障がい児支援事業は、障がい児が通園する私立幼稚園に対して訪問、助言などの支援を行うことを目的に、平成23年度に福岡市から当事業団に委託され、あいあいセンターで支援を行ってきた。平成28年度から当センターにも専任保育士1名を配置し、現在専任1名、兼任1名で支援を行っている。

(2) 目 的

障がい児の療育経験が豊かな保育士が配置され、私立幼稚園からの電話相談に応じ、幼稚園からの要請に応じて訪問支援や研修を行い、障がい児支援事業の充実を図ることを目的とする。

(3) 対 象

福岡市西区、早良区の私立幼稚園

(4) 事業内容

ア 電話相談

私立幼稚園からの電話相談を受け、助言等を行っている。

イ 訪問支援

私立幼稚園からの要請に応じて訪問し、具体的な支援を行っている。

ウ 研修への参画

私立幼稚園からの要請に応じて園内研修での助言や研修講師を務めている。

(5) 事業実績

訪問園数	18(延47)園
訪問相談人数	67人
園内研修回数	2回
電話相談件数	9件

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言中は訪問支援を中止した（実働期間6月15日～1月6日）

3 保育所等訪問支援事業

(1) 概 要

保育所、幼稚園等の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行っている。

(2) 内 容

- ・ 保護者からの希望があり、園の理解と協力が得られ、市からの支給決定を受けている障がい児を対象としている。
- ・ 当センターの職員が、通園されている保育所・幼稚園等を訪問し、集団生活の適応に向けた支援や在籍する園の職員等への支援、相談を行っている。

(実績)

契約人数	—
延べ利用人数	—
利用実人数	—

4 居宅訪問型児童発達支援

(1) 概 要

外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行っている。

(2) 内 容

- ・ 児童発達支援計画を作成し、当該計画に基づく療育及び保育を行っている。
- ・ 障がい児の居宅を訪問し、支援を行っている。

(3) 対 象

重症心身障がい児などの重度の障がいがあつて、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

(実績)

契約人数	1 人
延べ利用人数	2 人
利用実人数	1 人

第 5 障がい児等療育支援事業

1 概 要

西部療育センターでは、平成14年度の開設時に「障がい児（者）地域療育等支援事業」を福岡市から受託し、地域での療育・生活を支援するサービスを実施している。平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴い、本事業を「障がい児等療育支援事業」として受託し実施している。

(1) 目 的

障がい児の地域での生活を支えるため、身近な地域で療育支援や相談が受けられるよう療育機能を充実させるとともに、地域の関係機関との連携により福祉の向上を図る。

(2) 対 象

福岡市早良区・西区在住の重症心身障がい児（者）・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児・医療的ケア児

2 事業内容

(1) 在宅訪問等による療育支援

在宅障がい児（者）の家庭に定期的もしくは随時訪問するか、地域を巡回し、在宅障がい児及びその保護者に対して各種の相談・支援を行う事業。

(2) 外来による療育支援

障がい児及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・支援を行う事業。

(3) 施設訪問による療育支援

障がい児通園事業を行っている施設、障がい児保育を行う幼稚園・保育園の職員等に対して療育に関する技術支援を行う事業。

3 実施状況

(1) 在宅訪問等による療育支援

本人の体調や家庭状況により来所困難な方に医師・理学療法士・作業療法士・保育士等

が訪問し、診察・訓練・保育等を実施している。訓練・保育を担当する職員がそれぞれ訪問し、通園や外来療育開始に向け、本人・家族の状況を整えている。

(2) 外来による療育支援

発達相談員・保育士による個別や集団での療育、作業療法士や言語聴覚士による集団での療育、保護者向けの勉強会を実施している。保護者向けの勉強会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。

(3) 施設支援による療育支援

小学校・特別支援学校・幼稚園・保育園・通園施設等に訪問し、施設支援を実施している。学校へは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が肢体不自由児のケースに実施した。通園施設への支援は、野の花に対しては、言語聴覚士が訪問し、言語相談や保護者学習会などの支援を実施した。また、分園に対しては、例年、発達相談員・ケースワーカー・作業療法士・言語聴覚士が支援を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は訪問での支援は実施せず、音声を入れたスライドを上映する形式での保護者学習会を実施した。

(実績)

(1) 在宅訪問等による支援	件数
①個人宅	1
②通園施設	2
③病院・施設等	—
計	3

(2) 外来による支援	件数
①グループ外来療育	244
②わんぱく学級グループ療育	167
③個別療育・面接	417
④障がい児保育個別面接	69
⑤保護者勉強会	—
計	897

(3) 施設訪問による支援	件数※	職 種						支援対象児数
		医師	P T / O T	S T	指 導 員	発 達 相 談 員	C W	
①通園施設	4	1	—	3	—	—	—	7
②障がい児保育	1	—	1	—	—	—	—	1
③幼稚園・保育園	1	—	—	—	—	—	—	1
④成人施設	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤学校	2	—	2	2	—	—	—	6
⑥その他の関係機関	—	—	—	—	—	—	—	—
計	8	1	3	5	—	—	—	15

※同一施設に複数職員が訪問した場合も1件とカウントしている。

第 6 障がい児相談支援事業 (障がい者相談支援事業)

1 概 要

西部療育センターでは、平成14年度開設時に「障がい児（者）地域療育等支援事業」を受託し、身近な地域での療育・生活についての相談支援を行い、平成19年度からは平成18年10月の障害者自立支援法施行にともなって「障がい者相談支援事業」として実施してきた。

さらに平成24年度には、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、児童デイサービス及び障がい児施設の一元化が図られ、当センターも「児童発達支援センター」として施設の専門性を活かし地域の中核的な療育支援を担う施設として位置づけられた。

また、相談支援事業は「指定特定相談支援事業及び指定障がい児相談支援事業」として地域支援の強化機能に位置づけられ、相談支援事業に加えて、通園や居宅サービス利用のための利用計画作成やモニタリングなどを行っている。

(1) 対象者

福岡市早良区・西区在住の重度心身障がい児（者）、知的障がい児、発達障がい児、肢体不自由児、医療的ケア児

(2) 事業の内容

- ・ 生活全般に関する相談支援
育児、家事、福祉サービス利用、医療、健康、家族関係、人間関係、経済、家計、権利擁護 等
- ・ 障がいの理解、受容に関する支援
- ・ 地域の障がい福祉事業者や通園施設等の情報提供、活用支援
- ・ 障がい児支援利用計画等の作成及び評価
- ・ 訪問、来所等による継続的モニタリング
- ・ 福岡市障がい者等地域生活支援協議会、個別ケア会議等への参加
- ・ 関係機関との連携、調整
- ・ その他必要な相談支援、助言

2 実施状況

(1) 相談支援

当センターの相談支援は、18歳未満を対象としているが、施設の性格上、年齢構成では、就学前が全体の93%、学齢期が全体の5%を占めている。子どもの様子や保護者の心配事を整理しながら、受診や関係機関につなげている。関係機関と連絡を取りながら支援を継続したケースもあった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訪問での相談は大きく減少したが、電話や来所での相談は増加した。相談件数全体でもここ数年増加傾向にある。

表1 相談対象年齢 (単位：人)

年齢構成	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	不明	総計
人数	966	50	2	3	5	3	2	—	—	1	1,032

表2 障がい種別 (単位：人)

区分	重症心身障がい	身体障がい	知的障がい	発達障がい	精神疾患	その他	不明	総計
人数	20	62	112	771	—	58	9	1,032

表3 相談支援件数

相談支援	件数
(ア) 相談援助	—
①来所相談	934
②電話相談	2,697
③訪問相談	46
④同行・引率	30
⑤他機関調整	1,238
⑥ケア会議	187
⑦社会資源の情報収集	—
⑧その他	6
生活支援相談援助 計	5,138
(イ) ボランティア育成	—
(ウ) 地域啓発事業	—

表4 障がい児支援利用計画作成件数

	件数
利用計画案作成	148
利用計画作成	159
モニタリング	230

(2) 福岡市障がい者等地域生活支援協議会

福岡市においては、従前の福岡市地域自立支援協議会が見直され、平成24年8月に「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」が設置された。相談支援専門員は、西区及び早良区部会に区部会委員、オブザーバーとして参画している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議の中止やオンラインでの開催があった。

福岡市障がい者等地域生活支援協議会	1回
早良区部会・西区部会	11回
その他	9回

(3) その他の連携会議等 12回

- ・ 福岡県支援事業受託施設連絡協議会
(福岡県、福岡市、北九州市の障がい児等療育支援事業を受託する施設の連絡協議会)
- ・ 相談支援連絡会
(障がい児相談支援事業を実施する民間児童発達支援センター、あゆみ学園、めばえ学園、心身障がい福祉センター、東部療育センターとの連携会議)
- ・ 事業団相談支援会議
(心身障がい福祉センター、東部療育センター、めばえ学園、あゆみ学園との連絡会議)

第 7 日中一時支援事業

1 概 要

「日中一時支援事業」は、平成18年10月から障害者自立支援法における地域生活支援事業としてスタートし、現在に至る。保護者又は家族の疾病、事故、出産その他の理由により、家庭において保護を受けることが困難となった児童を対象に、事業者が管理運営する施設で、一時的に保護を行うサービスである。

また平成21年11月から、新たに（知的障がいを伴わない）発達障がい児を対象に加え、サービスを提供している。さらに平成22年10月から緊急特別枠（一時的に定員を超えることが可能）を実施し、急な利用にも対応できるようになった。

2 事業内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 対象児 | 1歳児から就学前までの知的障がい児、肢体不自由児及び発達障がい児 |
| (2) 契約 | 福岡市からの受給者証交付ののち、保護者と西部療育センターとの契約 |
| (3) 利用の要件 | ○社会的理由 疾病、就労、出産、冠婚葬祭、事故・災害、看護、学校等の公的行事への参加等
○私的理由 旅行、休息等
※ 通園日についても、利用は可能 |
| (4) 事業開始日 | 平成16年7月1日（短期入所事業として開始） |
| (5) 利用日 | 月曜日から金曜日まで
ただし休園日及び祝祭日、行事等により対応が困難な日を除く |
| (6) 利用時間 | 9：00～16：30 |
| (7) 利用人員 | 1日あたりの利用定員は4人～7人
9：00～14：00（3人） 14：00～16：30（4人）
（緊急特別枠 9：00～16：30） |
| (8) 利用回数 | 各人 上限月5回 |
| (9) 昼食 | 給食は希望者に、1食650円で提供（1日3食まで）
当日9：00以降の申し込みについては、弁当持参 |
| (10) 交通 | 通園児は、希望があれば、親子通園の通園バスを利用することができる（10：00着・14：00発） |

3 実施状況

(1) 利用の状況

開館日数	実施日数	契約者数	実施回数	利用実人数	給食提供
221日	215日	158人	1,228回	92人	361食

(2) 支給決定区分別実施回数

(単位：回)

区 分	単価1	単価2	単価3	遷延性	重症心身	計
4時間未満	90	217	535	—	33	875
4時間以上	37	65	198	—	53	335
8時間以上	—	—	—	—	—	—
計	127	282	733	—	86	1,228

(3) 利用者障がい種別人数

(単位：人)

総数	知的障がい	肢体不自由	重症心身障がい	遷延性障がい	発達障がい
158	120	7	8	—	23

第 8 給 食

1 概 要

通園部門（きらきら園、のびのび園）と西障がい者フレンドホーム「生活介護事業」利用者及び「日中一時支援事業」利用者のうち希望者に給食を提供した。対象年齢が1歳から成人までと幅広く、提供食数と特別食の形態が多いのが特徴である。

2 調理状況

月	知的障がい	肢体不自由	生活介護	日中一時	職員等	提供食数	給食日数	日平均食数	主菜特別食	粗みじん	あら小	みじん	極小	ペースト	アレルギー(卵)	アレルギー(牛乳)	アレルギー(その他)	合計食数
4月	178	35	82	4	0	299	15	20	児	18	0	0	0	0	17	8	0	43
									生	0	0	0	0	17	0	1	18	
5月	458	79	98	24	0	659	18	37	児	83	8	5	0	1	30	12	3	142
									生	0	0	0	0	23	0	0	23	
6月	1,280	241	148	12	0	1,681	22	76	児	49	71	17	0	3	70	28	1	239
									生	0	0	2	0	27	0	1	30	
7月	1,253	251	135	24	0	1,663	21	79	児	233	47	11	0	3	58	24	2	378
									生	0	0	0	0	19	0	0	19	
8月	815	153	93	25	0	1,086	14	78	児	130	30	6	0	2	47	28	4	247
									生	0	0	0	0	17	0	0	17	
9月	1,104	246	138	33	0	1,521	19	80	児	186	48	15	0	4	57	24	1	335
									生	0	0	0	0	18	0	0	18	
10月	1,208	258	156	32	0	1,654	21	79	児	269	36	17	0	5	78	26	4	435
									生	0	0	1	0	14	0	1	16	
11月	1,110	232	121	42	0	1,505	19	79	児	206	26	12	0	2	72	19	7	344
									生	0	0	1	0	23	0	1	25	
12月	1,164	244	129	41	0	1,578	19	80	児	199	15	15	0	4	70	18	4	325
									生	11	0	0	0	17	0	0	28	
1月	960	173	113	41	0	1,287	16	80	児	158	11	11	0	2	39	14	2	237
									生	0	0	0	0	20	0	1	21	
2月	990	210	119	44	0	1,363	18	76	児	153	15	18	0	3	59	23	0	271
									生	0	0	0	0	21	0	0	21	
3月	1,127	232	119	46	0	1,524	18	85	児	182	19	24	0	1	60	25	2	313
									生	2	0	0	1	17	0	0	20	
合計	11,647	2,354	1,451	368	0	15,820	220	-	児	1,866	326	151	0	30	657	249	30	3,309
									生	13	0	4	1	233	0	5	256	

児：知的障がい、肢体不自由（通園児） 生：生活介護事業（利用者）

3 特別食内容

一人ひとりの咀嚼力・嚥下力に合わせた形態に調理し、提供している。また、必要に応じてグライNDERや茶こしを使用している。

アレルギーを持つ児童に対して、卵等のアレルギー食材を他の食材に置き換え、個別に調理したアレルギー除去食を提供している。

令和2年10月 実績

主 菜 特 別 食		提供食数		主 食 特 別 食		提供食数	
		通園児	生活介護			通園児	生活介護
お か ず	ペースト	5	14	ご は ん	ペースト	4	12
	極小	—	—		かゆ	38	—
	みじん	17	1		軟	83	—
	粗小	36	—		白ご飯	23	—
	粗みじん	269	—				
ア レ ル ギ ー	卵	78	—	パ ン	ペースト	—	4
	牛乳	26	—		かゆ	2	—
	その他	4	1		ミルク浸し	13	—
		—	—	スティック	2	—	
		—	—	メ ン	ペースト	—	2
		—	—		みじん	2	—
		—	—		粗みじん	3	—
		—	—		2 cm	24	—
		—	—	5 cm	11	—	
	小計		435	16	小計		205
				計		640	34

4 その他

- 児童の栄養摂取状況を把握するため、必要に応じ個別に栄養価を算定している。
- 保護者からの要望に応え、給食のレシピを作成し配布している。
- 単独通園時の保護者対象に学習会を実施している。
- 咀嚼訓練として必要な園児には野菜スティックやパンスティックを提供している。
- 個人の摂食状況に対応した食器類（ガード皿、角皿、ファミリアスプーン、エジソンスプーン）を使用している。

第 9 分園すてっぷ南庄

1 概 要

西部療育センター分園すてっぷ南庄は、増大する療育ニーズに応えるため、また幼稚園・保育園に通いながら専門的支援を受けたいというニーズに応えるため、児童発達支援事業所として平成28年4月から開設している。

2 目 的

発達にばらつきやつまずきを持つ児に対し、一人ひとりの発達特性に合わせた支援を行うことで、児に対しては発達を促し、保護者に対しては発達特性の理解を進めることで、子育ての支援を行っている。

3 対 象

福岡市内に住居する、発達にばらつきやつまずきを持つ児（3～5歳）

4 事業内容

- 単独通園 週1日（幼稚園・保育園との並行通園児）
- 単独通園 在宅児・児童発達支援センター内定保留児等
- 親子通園 月2日（幼稚園・保育園との並行通園児）

5 実施状況

	単独通園	親子通園	計
年間在籍児数（人）	33	27	60
実施日数（日）	—	—	208
延療育人数（人）	—	—	1,722
一日平均療育人数（人）	—	—	8

第 10 啓発に関する事業

1 地域の子育て支援「きらきら広場」

(1) 概 要

地域の3歳未満児の子育て支援を目的として、西区在住の未就園児とその保護者を対象に、遊びの場の提供とスタッフによる親子遊びや手遊びの紹介、紙芝居や絵本の読み聞かせ等を行う。

(2) 事業実績

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全面中止。

(単位：人)

日 時	子ども (人)	保護者 (人)	リピーター (組)	交通手段			情報源(組) ※複数回答有り			
				徒 歩	自 転 車	そ の 他	市 政 だより	チ ラ シ ポ ス タ ー	友 だ ち	不 明 そ の 他
5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2 センター公開講座

(1) 概 要

早良区・西区の幼稚園・保育所の先生向けの講座及び施設見学を行い、発達障がい児とその支援方法について理解を深めていただくとともに、支援施設としての当センターを周知してもらう機会とする。

(2) 事業実績

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止。

参加者数	参加園数
—	—

3 せいぶ・フレンドフェア

(1) 概 要

地域の方々に身近な障がい児・者施設への理解を深めていただくことを目的とした地域啓発イベントである。

(2) 事業実績

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。

参加者数
—

4 ボランティア養成講座

(1) 概 要

西部療育センターにおいて、福岡市全域の方を対象に、「ためになるボランティア養成講座」として、講義、実技、施設紹介のDVD鑑賞を実施している。

「様々な障がいのある子どもとのコミュニケーション」、「障がいのある子の理解と関わり方のポイント」、「西部療育センターのボランティア活動、登録について」等をテーマに言語聴覚士、保育士、作業療法士がそれぞれ講義を行っている。

(2) 事業実績

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度は実施を中止した。

参加者数	うちボランティア登録者数
—	—

5 地域との連携

地域の関係団体、機関と以下のような関わりをもち、地域の一員としての役割を担った。

(1) 事業実績

団体・機関名	担当内容	主な担当	実 績	回数	備 考
内浜校区	委 員	次 長	—	—	中止のため、案内等なし
内浜校区 人権尊重推進協議会	運 営 委 員	相 談 係 長	—	—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
今津特別支援学校	サポーター	相 談 係 長	サポーター会議	1回	

第 11 その他

1 実習生・見学者

(1) 実習生

福祉人材育成に寄与するため、実習生を下表のように受け入れた。周辺大学、短大、専門学校からの実習の依頼があり、中高総合学習では、当センター周辺の学校、職場体験では保育士(さぼ〜と保育体験)、特別支援学校教諭、介護等体験の学生などを受け入れている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な範囲で受け入れたものもあるが、大部分は中止となった。

【実習の内容】

養成種目	項目	養成機関別				計
		4年制大学	短期大学	専門学校	その他	
保育士	養成機関数	—	—	—	5	5
	件数	—	—	—	5	5
	延日数	—	—	—	5	5
	学生実数	—	—	—	5	5
社会福祉士	養成機関数	—	—	—	—	—
	件数	—	—	—	—	—
	延日数	—	—	—	—	—
	学生実数	—	—	—	—	—
言語聴覚士	養成機関数	—	—	—	—	—
	件数	—	—	—	—	—
	延日数	—	—	—	—	—
	学生実数	—	—	—	—	—
理学療法士	養成機関数	—	—	—	—	—
	件数	—	—	—	—	—
	延日数	—	—	—	—	—
	学生実数	—	—	—	—	—
作業療法士	養成機関数	—	—	—	—	—
	件数	—	—	—	—	—
	延日数	—	—	—	—	—
	学生実数	—	—	—	—	—
臨床心理士	養成機関数	—	—	—	—	—
	件数	—	—	—	—	—
	延日数	—	—	—	—	—
	学生実数	—	—	—	—	—
養成機関数合計		—	—	—	5	5
件数合計		—	—	—	5	5
延日数合計		—	—	—	5	5
学生実数合計		—	—	—	5	5

※件数：同じ学生の場合は同一件数で計上

(2) 職場体験（幼稚園・保育園交流保育・介護体験等）

	件数	実施日数	体験者数
職場体験	一件	一日	一人

(3) 見学者

【施設見学者の状況】

施設区分	区分	西	早良	城南	南	中央	博多	東	市外	県外	国外	計
行政機関	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福祉関係団体	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
民生児童委員	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福祉施設職員	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学校関係	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 生	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病 院	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	見学者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
見学者数合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体数合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2 研修・研究

(1) 派遣研修

派遣職員	派遣先	期間	研 修 会 名
保育士	春日市 久留米市	3日間	サービス管理責任者・児童発達支援管理者研修(基礎)
保育士 理学療法士	春日市	1日間	サービス管理責任者・児童発達支援管理者研修
保育士 社会福祉職	福岡市	5日間	福岡県相談支援従事者初任者研修
保育士	福岡市	4日間	福岡県相談支援従事者現任研修(更新)
社会福祉職	オンライン	1日間	ペアレントトレーニング基礎講習会

(2) 職場研修

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な範囲で実施した。

実施日	内 容 (テーマ)	講 師
令和2年4月1日(水)	服務研修	次長
—	個人情報取り扱い研修	取り扱いマニュアル抄読し、レポートを提出
—	メンタルヘルス研修	「机周りの整理整頓週間」を設定し、各自で実施
—	接遇研修	コミュニケーションについてレポートを提出
—	児童虐待防止及び人権についての研修	資料を抄読し、レポートを提出

(3) 講師派遣

派遣先	職 種	派遣内容	回数
生の松原特別支援学校	言語聴覚士	療育・教育相談	3回
今津特別支援学校	言語聴覚士	療育・教育相談	4回
麻生学園	保育士	研修会講師	1回

(4) 研究発表・論文著作等

項目	内容(テーマ)	研究会	
論文発表	胃ろう栄養の重症心身障害児の「食べる」を支援する	令和二年度福岡市社会福祉事業団研究・実践成果発表	迎田 寛子 浮橋 美貴 江島こずえ

3 乳幼児健診への協力

小児科医が福岡市の保健福祉行政への協力の一環として、乳幼児健診に従事しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止した。

事業名	場所	実施件数	従事職員数 (実人数)	従事職員
乳幼児健康診査	西区保健福祉センター	－ 件	－ 人	センター長

4 福岡市就学相談会

令和2年度は296人の就学予定児について、保護者の了解を得て、心身状況の情報提供を行った。

なお、センター長が福岡市教育委員会からの依頼で、就学指導委員会委員に委嘱されている。

5 ボランティア

(1) 登録者の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度の新規登録は中止した。

【ボランティア登録者の年齢構成】

(単位：人)

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
女	－	1	4	7	1	3	－	－	16
男	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	－	1	4	7	1	3	－	－	16

(2) 活動状況

区分	活動項目	合計	
通園係	通園児	保育補助、託児（きらきら園）	70
		保育補助、託児（のびのび園）	MR ー MD ー
	きょうだい児	各種活動は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した	－
	行事関係	運動会、芋ほり除草作業、芋ほり遠足	－
相談係	外来療育	きょうだい児託児は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した	－
教材製作		16	
合計		86	

施設のご案内

利用時間

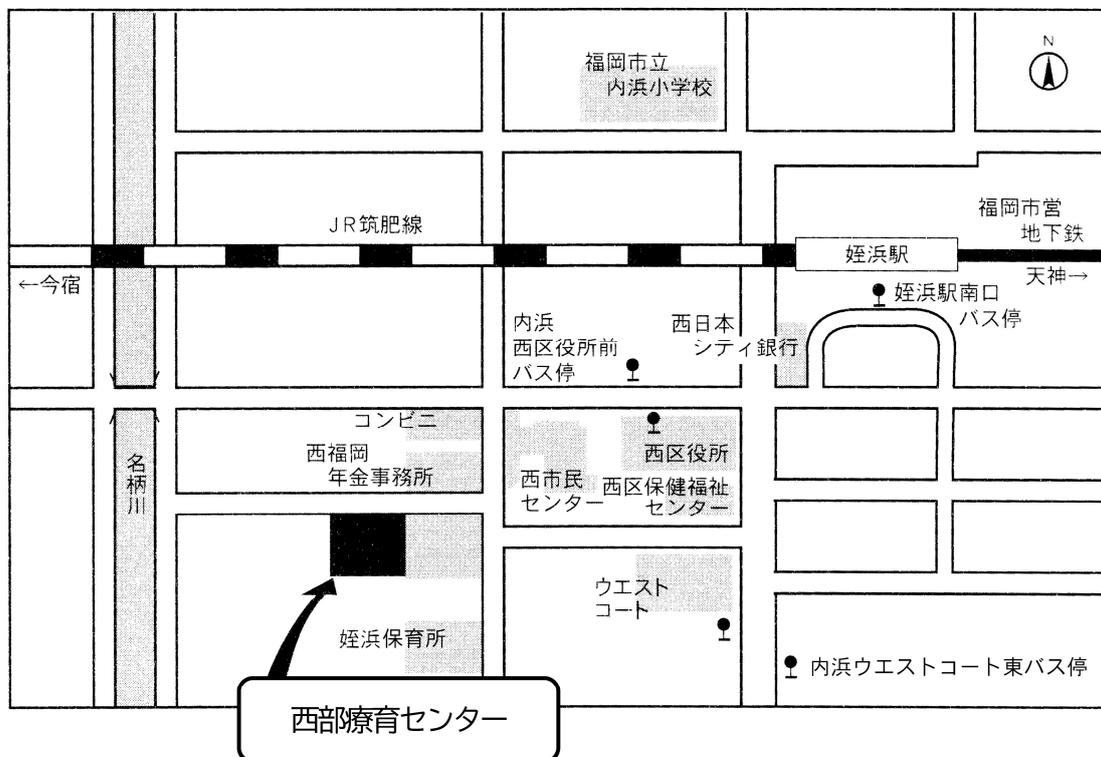
- 西部療育センター
月～金曜日 9時～17時

交通機関

- 地下鉄・JR 「姪浜駅」下車徒歩5分
- 西鉄バス
 - ・西区役所北側「内浜西区役所前」下車
徒歩3分
 - ・ウエストコート東側「内浜ウエストコート東」下車
徒歩5分

連絡先

- 所在地 〒819-0005 福岡市西区内浜一丁目5番54号
- TEL (092) 883-7161
- FAX (092) 883-7163
- ホームページアドレス <http://www.fc-jigyoudan.org/seibu/>



令和2年度 年 報

発 行 令和4年1月
発行者 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団
福岡市立西部療育センター
〒819-0005 福岡市西区内浜一丁目5-54
TEL(092)883-7161
FAX(092)883-7163

印 刷 ヨシミ工産株式会社
〒804-0094 北九州市戸畑区天神一丁目13番5号
TEL(093)882-1661
FAX(093)881-8467



設 置 福 岡 市
社会福祉法人
管理運営 福岡市社会福祉事業団